

どうぞ、皆さんよろしくお願ひいたします。弁護士の作花です。本日はお忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。今から本日付で東京地方裁判所に提訴をいたしました自由面会交流権訴訟のご説明を私と原告の皆さんでさせていただきたいと思ひます。

面会交流について当事者の権利義務規定を日本の法律は設けていない

この裁判の主旨・意義・目的というのを最初に簡単に私から申し上げます。面会交流と言う事が日本において非常にできにくい状態にあると言うことが、これはもう日本の社会だけでなく、世界中から大きな非難が寄せられているところでもあります。特に近時は国際結婚が増えており、外国の配偶者の方からなぜ子供と会えないんだと言うことが非常に大きな問題として取り上げられるようになってきております。その原因というのは、大きく申すと日本には、実は面会交流権についての当事者の権利義務規定と申すんですけれども、誰が誰に対して面会交流ができるのか、誰がどのような場合にそれを拒むことができるのか？例えば、コロナ禍において面会交流を求めることができるかどうかなど、紛争が起きたときはどうすれば解決ができるのか？さらに、例えば裁判所で面会交流が命じられたにも関わらず、それを履行しないという場合に、どのようにそれを強制することができるのか？どのような具体的な当事者間の権利義務規定というのを、実は日本の法律は設けていないわけでありませう。

日本の法律では、単に離婚する親は面会交流の話し合いができるとの規定を設けているだけ

日本の法律で設けられているのは、単に民法 766 条が離婚する親は子どもの面会について話し合うことができるという主旨の規定を設けているだけでありまして、だからそういう形になりますけれども、例えば裁判官も同居親が子供を別居親に合わせないと申した時にあなたは合わせる義務があるよって申すに実は言えないような状況になっております。

今の面会交流の実務の実態というのは、親の子供に対する人権侵害ではないか

結局その結果どうなるかと言いますと同居親が同意しない限り面会交流ができなかったり、非常に制限されてしまうということになります。実はこれは、もちろんそのお子さんに会えない親御さんにとっての人権侵害であるというのは、私たちの主張であります。親が子供に会う面会交流というのは、単なるその法律上の権利ではなくて、今はペアリングタイムというような呼び方がされるんですけれども、親が子供にあって、いわば養育を行う時間なんだと、養育を行う時間である、そして、親が子供に養育を行ったり、教育を行ったりすることは、憲法が保障した基本的人権である。今の面会交流の実務の実態というのは、親の子供に対する人権侵害ではないかと言うのが私たちの言い分であります。

海外では祖父母と孫の面会交流は、親や祖父母の権利だけではなくて、子どもの人権でもある

さらにですね、祖父母が孫に会うというのも実はですね、例えば訴状に書いてるんですけども、イタリアなどでは祖父母が孫に会うことってというのは、親が子供に会うということを補うような役割とか効果があると。だから君はあの積極的にそれを推進するんだと言うことが、民法にイタリアでは書かれております。実はアメリカはですね、50 州全部の州で祖父母が孫に会う権利と言うのが法律で規定されています。さらに申すと、

先ほどの親御さんの話に戻りますけど、フランスに行きますとフランスの民法では親は子供と宿泊をして面会を行うことができるということが民法に規定されております。最終的にですけれども、このような親と子、祖父母と孫の面会交流は、親や祖父母の権利だけではなくて、実は子どもの人権でもあるわけであります。

国は面会交流が自由に円滑かつ滞りなく実施できるような法律規定を設けないといけない

親が離婚をして別居している大学生について、心理学者の方がアンケート調査を行って別居している親と面会交流がたくさん出来ていればできている子供さんほど自己肯定感が高く、また人とのコミュニケーション能力が高いという結果が明らかになっております。つまり、面会交流権というのは、親の権利とか祖父母の権利だけではなくて、まさに子どもの人権そのものであると。たくさん別居している親に会えば会うほど子供はいい親になる、いい大人になるわけでありますから、逆に国はそれが自由に円滑かつ滞りなく実施できるような法律規定を設けないといけない。それは諸外国の例を、訴状で書いてるんですけれども、諸外国の例を見ると、それはすべて諸外国では法律規定として、ちゃんと国会があって規定を設けているわけであります。日本ではいわばそのすべての時に実態的、さらに紛争解決面にまたその強制面ですね、別の面において法律がないがために現在のような、いわば同居親の同意がない限り、面会ができないような状態になっている。それは、親とか祖父母だけでなく、まさに子供に対する人権侵害ではないかというのが私たちの主張であります。

これまでの面会交流裁判との違い

今年に入って東京高裁で、面会交流を求める裁判、国賠償裁判があったんですけれども、その訴訟との違いというのはよく記者の方からご質問いただくんですけれども、その最大の違いは、今回の裁判の原告に、お子さんと祖父母のかたが入っているというのが、まず最初の大きな違いであり、もう一つは今回の裁判はもちろん、親御さんも原告になってるんですけれども、その前の裁判で求められていることをより具体的に当事者の具体的な権利義務規定はない、国会がその権利義務規定を設けていないからこうなってるんだぞっていうふうに、いわば主張内容をより具体化したと私は考えているんですけれども、そこが違っているということを考えているわけであります。

詳しい法律論は、お渡しした訴状をご覧頂いたり、また後で私などにご質問頂ければと思っております。今から、こちらにお座りになっている原告の皆さんから、一言ずつ今回の訴訟における思いをお話しいただきたい。では、一人ずつお願いいたします。